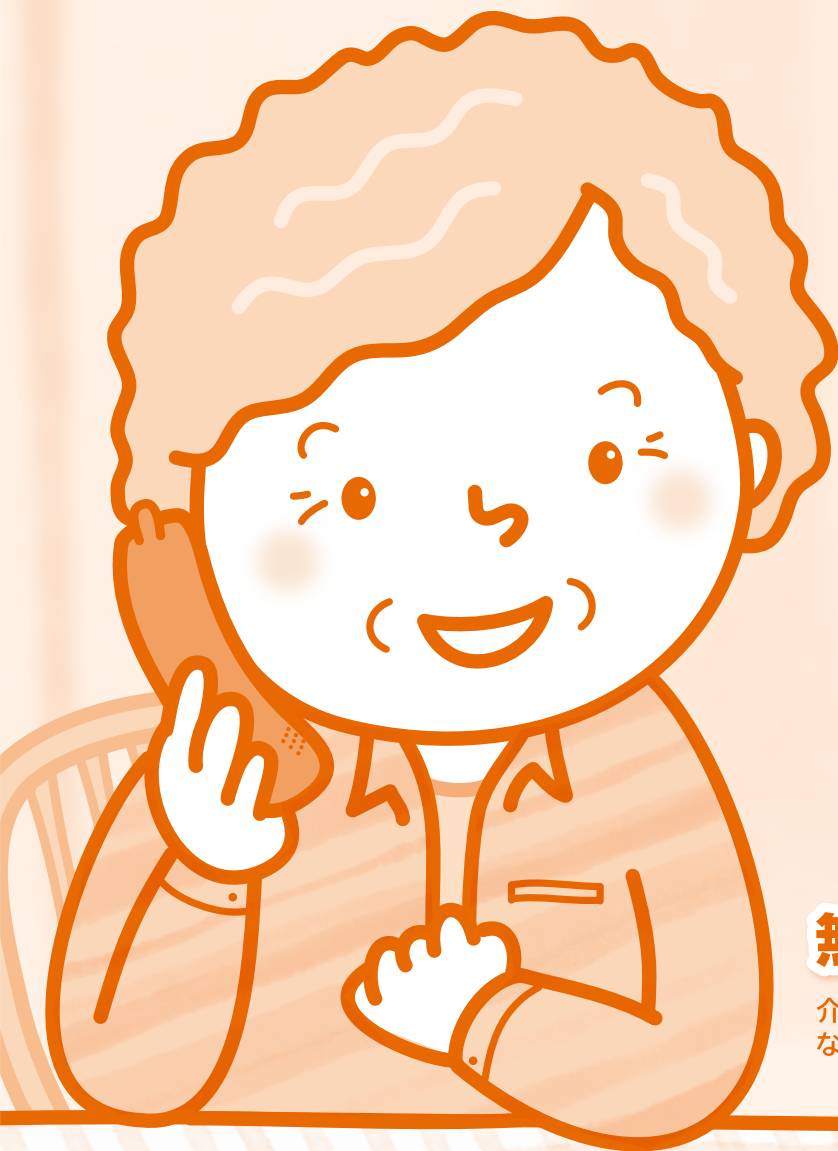


11月11日は  
介護の日

京都・介護 なんでも

11番

のごあんない



介護の専門家による  
無料電話相談を受け付けています

介護の悩み事、介護保険の仕組み、介護サービスについて…など、  
なんでもご相談ください。

2011年11月12日(土) 午前10時～午後4時

TEL 075-813-5936

対応する相談員 ● ケアマネ / ヘルパー / 介護労働者 / 医療労働者 / ケスワーカー 等

私たちが  
お聞きます!

主催: 京都社会保障推進協議会

〒604-0000 京都市中京区四條御前西 ラポール京都内  
TEL: 075-801-2526 FAX: 075-811-6170 MAIL: shahokyo@labor.or.jp

後援: 京都総評 / 京都民医連

# こんな制度で 高齢期を安心して 暮らせるの？

## 「改正」介護保険の主な内容は…

今年6月に介護保険法が改正され、来年4月から施行されようとしています。今後も超高齢社会が進展する中、介護保険料は月5,000円前後にまで引き上げる一方で、「軽度」の要介護認定者を介護保険サービスか

ら除外し、24時間定期巡回サービスを創設する代わりに特別養護老人ホームなど施設の新設を抑えようとしています。介護保険の目指す方向は、高齢者の尊厳と日常生活の自立でなければなりません。(法第1条)

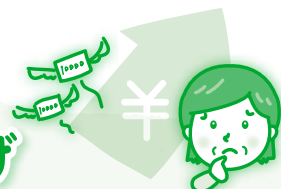
### ●軽度の 要介護者外し



「改正法」では、市町村の判断で見守りや配食サービスを中心した「日常生活支援総合事業」(以下、総合事業)が創られます。「要支援」と認定された人に対し、市町村はこれまでのヘルパー派遣やデイサービスなど介護保険サービスを適用せず、新たな「総合事業」の適用が可能となります。

しかし、総合事業には指定基準がなく、狙いは安上がりのサービスです。何のための要支援認定かわかりません。

### ●保険料の値上げ



3年ごとの事業計画を立てるたびに、保険料の平均月額引き上げられてきました。財政安定化基金を取り崩して引き下げに充てるようにするそうですが、わずか200円程度。来年4月からは、全国平均で月5,000円(2000年スタート時は、2,911円)を超え、もう限界です。

一方で、政府は、年金はデフレの下でもマクロ経済スライドを適用して、さらに年金額を引き下げようとしています。また、支給開始年齢の65歳からの引き上げも狙っています。

### ●24時間巡回 訪問サービス



政府は、地域包括ケア(地域で医療・介護・福祉のサービスを総合的に提供する体制)の目玉として、24時間の定期巡回・随時訪問サービス提供を予定しています。しかし、1回15分以内、一日3回の訪問介護が中心であり、従来の滞在型の訪問介護との併給はできない恐れがあります。

これでは、介護施設の24時間サービスに取って代わることはできません。しかも、24時間巡回サービスと集合住宅をセットにして、介護施設の新設を抑えようとしています。

### ●介護職員の処遇は？



ヘルパーや介護職員等の仕事は、やりがいがありますがほかの仕事に比べて賃金が安く労働条件が厳しいために、働き続けることが困難です。国もその事を認め2009年10月から来年3月までの時限措置として、介護職員の賃金改善のために「介護職員処遇改善交付金(月平均15,000円)」を創設しました。これによって一定の改善ができていますが、来年4月以降についてこの交付金がどうなるか決まっています。もしこの交付金がなくなり、介護報酬に反映されることになれば、その分が保険料や利用料の引き上げにつながるようになります。

介護保険制度の改善を求めて、大きな運動をいっしょにつくりましょう。

ご意見は、京都社保協へお寄せ下さい。

TEL:075-801-2526 FAX:075-811-6170  
MAIL:shahokyo@labor.or.jp